

池田町長交際費の支出及び公表基準

(目的)

第1条 この基準は、町長等が町を代表して行う外部の個人又は団体と交際に要する経費（以下「町長交際費」という。）について、適正かつ公正な執行を図るとともに、開かれた町政運営を図るため、町長交際費の支出及び公表の基準について必要な事項を定めるものとする。

(支出先)

第2条 町長交際費の支出先となる個人及び団体は、次のとおりとする。

- (1) 町の事務事業と密接な関係にあるもの
- (2) 町政の発展に功績が顕著であるもの
- (3) 災害、事故等に遭ったもの
- (4) 町長が特に必要と認めたもの

(支出基準)

第3条 町長交際費は、前条各号に掲げるものとの交際において、次の区分に基づき支出するものとする。

町長交際費の支出金額は、社会通念上妥当と認められる範囲内で支出するものとする。

区分	内 容
祝金	記念式典、総会、イベント等の催事に係る経費
会費	懇談会等の参加に係る経費
見舞い	病気、災害、事故などへの見舞金
弔慰	告別式や慰霊祭における香典、供花等に係る経費
贈答	来客や訪問先等への土産、お礼等に係る経費
その他	上記のほか、町長が町政運営上、特に支出する必要があると認められるもの

(公表)

第4条 町長交際費の公表は、次に掲げる事項について行う。ただし、相手方に特段の配慮が必要と認められる場合は、個人名を公表しないものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

(公表の時期及び方法)

第5条 前条の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の15日までにを行うものとする。

2 町長交際費の公表は、池田町ホームページに掲載するとともに、総務課総務係において閲覧により行うものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この基準は、令和6年5月1日から施行する。